

国民健康保険の届け出はお済みですか

就職などで健康保険が変わるときは14日以内に手続きを

市内に住んでいる人は、職場の健康保険に加入している人や生活保護を受けている人などを除いて、市の国民健康保険（国保）に加入することになっています。国保に加入や脱退するときは、世帯主か加入者からの届け出が必要です。届け出が遅れると、国保の資格を得た日までさかのぼって保険税を納めることになったり、国保税と社会保険料を二重に納めることになったりします。また、他の健康保険に加入しながら国保の保険証を使って受診した場合、市が負担した医療費は全額返してもらいます。詳しくは、市公式サイトで確認してください。



こんなときは14日以内に届け出を

- 加入 ▷国保加入者で市外から転入してきた▷職場の健康保険をやめた▷職場の健康保険の被扶養者でなくなった▷国保加入者で子どもが生まれた▷生活保護を受けなくなった▷外国人が国保に加入する
- 脱退 ▷国保加入者が市外に転出する▷職場の健康

保険に加入した▷職場の健康保険の被扶養者になった▷国保の被保険者が死亡した▷生活保護を受けるようになった▷外国人が国保をやめる（転出、出国、就職など）

●その他（国保加入者）▷市内で転居した▷世帯主や氏名が変わった▷世帯を分けた、一緒にした▷市外の学校に入学するために転出した▷国民健康保険証を失くした、汚れて使えなくなった

●持ってくるもの▷共通＝マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類、代理人が手続きする場合は委任状、保険税の口座振替手続きには、金融機関の通帳と通帳印、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証（持っている人のみ）

▷加入＝資格喪失証明書など

▷脱退＝国民健康保険証、職場の健康保険の保険証または加入証明書など

▷その他の届け出＝国民健康保険証、在学証明書など

【問】市健康づくり課国民健康保険係（☎77・8506）

水道の開始・中止の手続きは電子申請が便利

夜間や休日でもパソコンやスマートフォンで24時間手続きできます



引っ越しなどで水道を使い始めたい、止めたいときは、事前に水道の開始、中止の手続きが必要です。市役所窓口の他に、インターネットを利用した電子申請もできます。「開始や中止の手続きをしたけれど市役所に行く時間が無い」という人は電子申請がおすすめです。夜間や休日でも

自宅からパソコンやスマートフォンで手続きできるのでとても便利。希望日の3営業日前までに申請が必要です。詳しくは市公式サイトを確認してください。

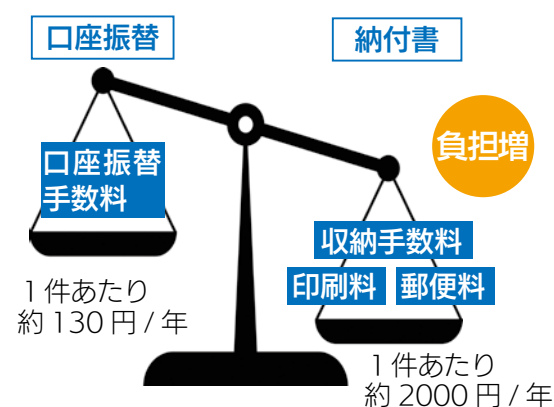


水道料金の口座振替のお願い

国が進める公金収納事務の効率化やデジタル化に伴い、金融機関などの窓口での公金取扱手数料が段階的に引き上げられます。収納に係る経費が増えると効率

的な事業運営ができなくなるので、上下水道課では経費削減に向けた取り組みとして、手数料が最も安価で便利な口座振替を推奨しています。現在、水道料金を納付書で納付している家庭や事業所は、口座振替への切り替えにご協力をお願いします。

【問】市上下水道課料金係（☎77・8596）



日曜日を開庁して年度替わりの手続きに対応



平日、市役所に行けない人は3月23日、30日、4月6日に手続きを

3月下旬から4月上旬まで、日曜日に市役所柳川庁舎の窓口を開庁します。手続きの内容によっては、平日に再度市役所で手続きが必要となることがあります。大

和、三橋庁舎は閉庁しています。

●開庁日時 3月23日(日)、30日(日)、4月6日(日)、午前8時30分～正午

■開庁する柳川庁舎の窓口

住民票 印鑑登録 マイナンバー ※戸籍届	▷転入、転出、転居などの住民異動届の受け付け ▷住民票の写し、戸籍証明書の交付（一部の新築物件への住民異動、戸籍異動を伴う住所異動については、当日、住民票発行ができない場合があります） ▷印鑑登録、印鑑登録証明書の交付▷マイナンバーカードの申請・交付 ※戸籍届書（死亡届・出生届・婚姻届・離婚届などは管理人室で預かり）	市民課市民係 ☎77・8472
国保	▷国民健康保険被保険者の届け出、申請の受け付け	健康づくり課 国民健康保険係 ☎77・8506
医療年金	▷後期高齢者医療の被保険者の届け出、申請の受け付け ▷公費医療助成（子ども、ひとり親、障がい者）の申請、変更などの受け付け ▷国民年金の第1号被保険者と受給者に関する届け出	健康づくり課 医療年金係 ☎77・8503

転出届の手続きはオンライン申請がおすすめ

マイナンバーカードを使って、スマホやパソコンでの手続きが便利で簡単です

毎年3月から4月は住所変更の手続きが多く、窓口が混雑します。マイナンバーカードを持っている人が柳川市から他市へ転出するときはマイナポータルを利用してオンラインで転出届ができます。手続きが完了すると市の窓口へ行く必要がなくなります。



●注意すること 手続きの内容によっては窓口での手続きが必要な場合があります。電子証明書（暗証番号が必要）かマイナンバーカードが失効しているときはオンライン申請ができません。オンライン申請は転入手続きの前日までに実施してください。

【問】市民課市民係（☎77・8472）

窓口での必要な手続きや持ってくるものをマイナポータルで確認できるので、スムーズに転入手続きができます。

3 対面で
転入届を提出

転入先の市区町村窓口で転入手続きが必要です。オンラインで事前に来庁予約ができます。

2 オンラインで
転入予定日を予約

オンラインで転出届ができるので、引っ越し前の市役所の窓口への来庁が原則不要です。

1 オンラインで転出届
を提出

手続きの流れを確認

引っ越し先の
窓口だけに
いけばOK

